

マイナンバー制度の廃止に向けた検討を行うことを求める意見書

安倍政権が、日本国内に住民票を持つ人たちに一人残らず12桁の番号を割り振る「マイナンバー（社会保障・税番号）」の利用できる対象分野を広げる動きを強めている。マイナンバー制度は今年10月から国民への番号通知が行われる予定で、まだ始まっていないが、利用分野を拡大する改定法案を国会に提出したり、その法案もまだ審議中なのに安倍首相が政府の会議でさらなる拡大方針を表明したり、余りに異常な前のめり行動がある。個人情報と国が一括管理する制度への国民の不安と懸念は払拭されておらず、乱暴な推進は許されない。

マイナンバーは、その人の納税や社会保障給付などの情報を、国が管理し行政手続などで活用する仕組みで、今年10月に市区町村から簡易書留で番号を通知するカードが住民に届けられ、来年1月から一部運用を開始する計画である。事業所は来年1月以降、従業員の給与からの税・社会保険料の天引き手続などに番号を使うことが義務づけられているため、従業員本人はもちろん配偶者・扶養家族の番号も勤め先に申告することが求められる。システムの更新や整備の費用や人的体制確保が重い負担となつてのしかかる中小企業からは、悲鳴が上がっており、実務を担う自治体職員の業務も過重になる。日本年金機構の個人情報流出事件は、マイナンバー制度全体を検証する必要性を示している。これらのことに見られるように、個人情報の流出によつてもたらされる被害のほうははるかに深刻であることは明らかである。

マイナンバーのそもそもの目的は、「国民の利便性向上」ではない。国が、国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、「過剰な社会保障給付」を受けていないかなどをチェックするためである。

しかし、富裕層の資産隠しの「逃げ道」を追跡する仕組みは整っておらず、監視対象は専ら一般の国民である。「3兆円市場」といわれるマイナンバー普及に沸き立つのは財界・大企業ばかりというのが実態である。住所、性別などの個人情報を一つに集中するマイナンバーの利用範囲を税や医療などにまでなりふり構わず広げるとは、情報流出リスクを高め国民のプライバシーを危険にさらす暴走である。

よつて、本市議会は、政府に対し、マイナンバー制度について、10月からの番号通知を中止し、制度廃止へ向けた検討と議論を行うことを強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月30日

三鷹市議会議長 後藤 貴光